

姫路第一発電所更新計画に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 7 年 1 1 月

関西電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間	1
(4) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解	13

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、「姫路第一発電所更新計画に係る環境影響評価方法書」（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及びこれを要約した書類を縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和7年9月25日（木）

(2) 公告の方法

① 官報による公告〔別紙1参照〕

令和7年9月25日（木）付の官報に「公告」を掲載した。

② 日刊新聞紙による公告〔別紙2参照〕

令和7年9月25日（木）付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・朝日新聞（朝刊23面 播州版）
- ・毎日新聞（朝刊15面 播州姫路・但丹版）
- ・読売新聞（朝刊28面 播磨・但丹版）
- ・産経新聞（朝刊19面 播州版）
- ・日本経済新聞（朝刊39面 関西2府4県版）
- ・神戸新聞（朝刊20面 西部版）

③ お知らせの掲載〔別紙3参照〕

上記の公告に加え、次のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・兵庫県ウェブサイト ひょうごの環境（令和7年9月25日（木）より掲載）
- ・姫路市ウェブサイト（令和7年9月25日（木）より掲載）
- ・当社ウェブサイト（令和7年9月24日（水）より掲載）

(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、第1表のとおりである。

(4) 縦覧者数

「姫路第一発電所正門守衛室」における縦覧者数は0名であった。
また、当社ウェブサイトのアクセス件数は、延べ1,272件であった。

第 1 表 方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間	備考
姫路第一発電所正門守衛室 (兵庫県姫路市飾磨区中島三〇五八番一)	令和 7 年 9 月 25 日(木) ～ 10 月 24 日(金)	午前 9 時から 午後 5 時まで	土曜日、 日曜日、 祝日は 除く。
兵庫県環境部水大気課審査情報班 (兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目一〇番一号兵庫 県庁三号館一二階)		午前 9 時から 午後 5 時まで	
姫路市農林水産環境局環境政策室 (姫路市安田四丁目一番地姫路市役所本庁舎七階)		午前 9 時から 午後 5 時まで	
インターネットの利用による公表 当社ウェブサイト (https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2025/pdf/20250924_1j.pdf)	令和 7 年 9 月 25 日(木) ～ 11 月 7 日(金)	常時	—

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告の方法

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催の日時、開催の場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は、第 2 表のとおりである。

第 2 表 説明会の開催日時、開催場所及び来場者数

開催日時	開催場所	来場者数
令和 7 年 10 月 21 日(火) 18 : 30 ~ 19 : 43	アクリエひめじ (姫路市文化コンベンションセンター) 会議室 408 及び 409 (兵庫県姫路市神屋町一四三番地二)	26 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和7年9月25日（木）から令和7年11月7日（金）までとした。なお、郵送の受付は当日消印有効とした。

(2) 意見書の提出方法〔別紙4参照〕

縦覧場所に備え付けの意見用紙等により、当社への郵送で意見を受け付けた。

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は1通（意見の総数は6件）であった。

官報掲載の公告内容

○官報（令和7年9月25日（木）号外第214号 111ページ）

- 姫路第一発電所更新計画に係る環境影響評価方法書の公告
- 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という）の作成及び説明会開催について、次のとおり公告いたします。
- 一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名称 関西電力株式会社
 代表者 取締役代表執行役社長 森 望
 所在地 大阪府大阪市北区中之島三丁目六番一六号
- 二、対象事業の名称、種類及び規模
 名称 姫路第一発電所更新計画
 種類 ガスタービン及び汽力
 （コンバインドサイクル発電方式）
 規模 百九十五万キロワット級
- 三、対象事業が実施されるべき区域
 兵庫県姫路市飾磨区中島三〇五八番一
- 四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
 姫路市
- 五、方法書等の縦覧の場所、期間及び時間
 兵庫県環境部水大気課審査情報班（神戸市中央区下山手通五丁目一〇番一〇号兵庫県庁三号館一二階）
 姫路市農林水産環境局環境政策室（姫路市安田四丁目一番地姫路市役所本庁舎七階）
 姫路第一発電所正門守衛室（姫路市飾磨区中島三〇五八番一）
 令和七年九月二十五日（木）から
 令和七年十月二十四日（金）まで
 （ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
 縦覧場所の開庁時間に準じます。（ただし、姫路第一発電所正門守衛室は午前九時から午後五時まで）
 左記のウェブサイトにて令和七年九月二十五日（木）から令和七年十一月七日（金）まで方法書等をご覧いただけます。
https://www.kepcoco.jp/corporate/pr/2025/pdf/20250924_1jp.pdf
- 六、意見書の提出
 方法書について環境の保全の見地からご意見をもちの方は、氏名及び住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、意見書の提出の対象である方法書の名称、方法書についての環境の保全の見地からのご意見（意見の理由を含む）を日本語により記載し、令和七年十一月七日（金）までに八の問い合わせ先へ書面にてご郵送ください。（当日消印有効）
- 七、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
 令和七年十月二十一日（火）
 十八時三十分～二十時（予定）
 アクリエひめじ（姫路市文化コンベンションセンター）会議室四〇八及び四〇九（姫路市神屋町一四三番地二）
- 八、問い合わせ先
 〒五三〇一八二七〇
 大阪府大阪市北区中之島三丁目六番一六号
 関西電力株式会社 火力事業本部 火力開発部門 電源開発グループ
 電話 〇七〇一二九〇四一五四七九
 問い合わせ時間 午前九時から午後五時まで
 （ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
 令和七年九月二十五日
 大阪府大阪市北区中之島三丁目六番一六号
 関西電力株式会社
 取締役代表執行役社長 森 望

日刊新聞紙掲載の公告内容

- 日刊新聞紙（令和7年9月25日（木））
 - ・朝日新聞（朝刊 23面 播州版）
 - ・毎日新聞（朝刊 15面 播州姫路・但丹版）
 - ・読売新聞（朝刊 28面 播磨・但丹版）
 - ・産経新聞（朝刊 19面 播州版）
 - ・日本経済新聞（朝刊 39面 関西2府4県版）
 - ・神戸新聞（朝刊 20面 西部版）

姫路第一発電所更新計画に係る環境影響評価方法書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十号）の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の作成及び説明会開催について、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名称 関西電力株式会社
 代表者 取締役代表執行役社長 森 望
 所在地 大阪府大阪市北区中之島三丁目六番六号

二、対象事業の名称、種類及び規模
 名称 姫路第一発電所更新計画
 種類 ガスタービン及び汽力コンバインドサイクル発電方式
 規模 百九十五万キロワット級

三、対象事業が実施されるべき区域
 兵庫県姫路市飾磨区中島三〇五八番一

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 姫路市

五、方法書等の縦覧の場所、期間及び時間
 兵庫県環境部水大気課審査情報班（神戸市中央区下山手通五丁目〇番号兵庫県庁三号館二階）
 姫路市農林水産環境局環境政策室（姫路市安田四丁目一番地姫路市役所本庁舎七階）
 姫路第一発電所正門守衛室（姫路市飾磨区中島三〇五八番一）
 令和七年九月二十五日（木）から令和七年十月二十四日（金）まで
 （ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
 縦覧場所の開庁時間に準じます。（ただし、姫路第一発電所正門守衛室は午前九時から午後五時まで）
 左記のウェブサイトにて令和七年九月二十五日（木）から令和七年十月七日（金）まで方法書等を閲覧いただけます。
https://www.kepco.co.jp/corporate/pr/2025/pdf/20250924_11.pdf

六、意見書の提出
 方法書について環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、氏名及び住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、意見書の提出の対象である方法書の名称、方法書についての環境の保全の見地からのご意見（意見の理由を含む）を日本語により記載し、令和七年十月七日（金）までに八の問い合わせ先へ書面にて郵送ください。（当日消印有効）

七、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
 令和七年十月二十日（火）十八時三十分～二十時（予定）
 アクリルひめじ（姫路市文化センター）
 議室四〇八及び四〇九（姫路市神屋町一四三番地二）

八、問い合わせ先
 〒五三〇一八二七〇
 大阪府大阪市北区中之島三丁目六番二六号
 関西電力株式会社 火力事業本部 火力開発部門
 電源開発グループ
 電話 〇七〇一―一九〇四―五四七九
 問い合わせ時間 午前九時から午後五時まで
 （ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）
 令和七年九月二十五日
 大阪府大阪市北区中之島三丁目六番六号
 関西電力株式会社
 取締役代表執行役社長 森 望

ウェブサイト掲載のお知らせの内容

○兵庫県ウェブサイト ひょうごの環境



目的から探す▶

楽しむ

学ぶ

調べる

相談する

支援を受ける

登録・申請する

ホーム > 環境アセスメント(環境影響評価)

● 環境アセスメント(環境影響評価)

環境アセスメント(環境影響評価)とは、開発事業を行うときに、事業を行う者(事業者)が、その事業が計画地周辺の環境にどういった影響を与えるかを、事前に調査、予測、評価し、その結果を事業の計画に反映させることをいいます。

<太陽電池発電所の設置を行われる皆様へ>

太陽電池発電所の新增設に対する環境対策を強化します!

概要については[こちら](#)をご確認ください。

お知らせ [〈これまでのお知らせ履歴〉](#)

▲このページの先頭へ

- [姫路第一発電所更新計画に係る環境影響評価方法書の概覧が始まりました\(事業者ホームページ\)](#) (2025年9月25日)
- [\(仮称\)洲本太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書に関する知事意見について](#) (2025年8月29日)
- [\(仮称\)洲本太陽光発電事業に係る環境影響評価準備書の概覧が始まりました\(事業者ホームページ\)](#) (2025年3月6日)

カテゴリー一覧 ※:事業者向け/:地域団体向け/:県民向け

<h3>ひょうごの環境影響評価</h3> <ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価とは 条例関係規程集 届出様式集 <small>外部サイト</small> 手続きフロー 対象事業一覧 太陽電池発電所の新增設に対する環境対策の強化 環境アセスメントに関するお知らせ 	<h3>事業案件情報</h3> <ul style="list-style-type: none"> 手続き中の案件 手続き終了の案件 環境影響評価図書要約版 	<h3>事後監視調査</h3> <ul style="list-style-type: none"> 事後監視調査実施案件
<h3>環境影響評価審査会</h3> <ul style="list-style-type: none"> 委員名簿 環境影響評価審査会規則 議事録 審査会資料 答申一覧 環境影響評価対象事業の追加(太陽光発電所)について 	<h3>参考資料</h3> <ul style="list-style-type: none"> 県環境白書、大気・水質等常時監視結果 ひょうごの生物多様性ひろば 景観影響評価制度(景観アセス) <small>兵庫県サイト</small> 環境影響評価条例パンフレット 環境影響評価に関する条例に基づく特別地域図(別表第2) 	<h3>リンク</h3> <ul style="list-style-type: none"> 環境省アセス情報支援ネットワーク <small>外部サイト</small> 神戸市 <small>外部サイト</small> 尼崎市 <small>外部サイト</small> 伊丹市 <small>外部サイト</small>



目的から探す

楽しむ

学ぶ

調べる

相談する

支援を受ける

登録・申請する

ホーム > 環境アセスメント(環境影響評価) > 環境アセスメントに関するお知らせ > 姫路第一発電所更新計画に係る環境影響評価方法書の縦覧が始まりました(事業者ホームページ)

選択されたページは外部サイトへのリンクです。
表示してもよろしいですか？

移動先 (https://www.kepco.co.jp/energy_supply/energy/thermal_power/ourapproach/assessment_05.html)

戻る

表示

▲このページの先頭へ

連絡先

兵庫県 環境部 水大気課 審査情報班
〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10-1
Tel:078-362-9086 Fax:078-362-3914
お問い合わせ先はこちら

兵庫県の関連リンク



環境影響評価法対象事業実施状況

更新日：2025年9月25日

ID:29395

関西電力株式会社「姫路第一発電所更新計画 環境影響評価方法書」

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第5条第1項の規定により作成されました「姫路第一発電所更新計画に係る環境影響評価方法書」（以下「方法書」という。）について、令和7年9月25日付け公告がありましたので、方法書の縦覧のために、縦覧場所を提供しています。

事業概要

- 事業の名称：姫路第一発電所更新計画
- 事業者の名称：関西電力株式会社
- 事業の位置：兵庫県姫路市飾磨区中島3058番1
- 事業の面積：約38万1千平方メートル
- 事業の規模：出力合計195万キロワット級

縦覧内容

姫路第一発電所更新計画に係る環境影響評価方法書及びその関連資料

縦覧場所

姫路市役所農林水産環境局環境政策室
(姫路市安田四丁目1番地 本庁舎7階)

縦覧期間等

1. 期間
令和7年9月25日（木曜日）から令和7年10月24日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除く。）
2. 時間
午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時は除く。）

関連情報

1. その他の縦覧場所
兵庫県環境部水大気課審査情報班（兵庫県庁3号館12階）
関西電力株式会社 姫路第一発電所正門守衛室
2. 姫路第一発電所更新計画に係る環境影響評価方法書（[関西電力株式会社のページへリンク](#) 別ウィンドウで開く）

お問い合わせ

姫路市 農林水産環境局 環境政策室

住所: 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本庁舎7階 別ウィンドウで開く

電話番号: 079-221-2462

ファクス番号: 079-221-2469

[お問い合わせフォーム](#)



姫路第一発電所における設備更新に係る環境影響評価方法書の届出

2025年9月24日
関西電力株式会社

当社は、姫路第一発電所において、最新の高効率コンバインドサイクル機への設備更新のための事業性評価を実施しています。

[\[2024年12月6日お知らせ済み\]](#)

事業性評価の一環として、本日、環境影響評価法等に基づき、環境影響評価の項目、調査、予測および評価の手法等について取りまとめた環境影響評価方法書（以下、方法書）等を経済産業大臣へ届け出ました。また、兵庫県知事、姫路市長に方法書を送付しました。

姫路第一発電所は運転開始後30年程度経過したLNG火力発電所で、設備の高経年化が進んでいます。本発電所を最新の高効率コンバインドサイクル機に更新することで、発電効率は向上し、CO₂排出係数を低減することができます。

当社は引き続き、地域の皆さまや関係行政機関からのご意見を賜りながら、本件に関する検討を進め、電力の安定供給およびゼロカーボン社会の実現に貢献していきます。

<参考：姫路第一発電所の設備更新計画（概要）>

	現 状	設備更新（計画）
所在地	兵庫県姫路市飾磨区中島 3058 番 1	
発電方式	コンバインドサイクル 発電方式	コンバインドサイクル 発電方式
出 力	144.2 万 kW (5 号機 72.9 万 kW、 6 号機 71.3 万 kW)	195 万 kW 級 (65 万 kW 級 × 3 基)
発電効率 (低位発熱量基準)	約 54%	約 63%
使用燃料	天然ガス	天然ガス
運転開始時期	1995 年 4 月 (5 号機)、 1996 年 5 月 (6 号機)	2033 年度（予定）

方法書等の公表及び縦覧等案内については [こちら](#) をご覧ください。

以 上

私たちの取組み

「姫路第一発電所更新計画に係る環境影響評価方法書」の公表及び縦覧等について

当社は2025年9月24日（水）に、環境影響評価法等に基づき、姫路第一発電所更新計画に係る環境影響評価方法書（以下、方法書）及びこれを要約した書類（以下、要約書）を経済産業大臣へ届出するとともに、兵庫県知事及び姫路市長へ送付いたしました。

環境影響評価法に基づき、方法書及び要約書を下記のとおり公表及び縦覧いたします。

1. 方法書の公表

(1) 方法書

表紙と目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

(2) 方法書の要約書

要約書

(3) 方法書のあらまし

あらまし [PDF 1.83MB]

方法書、要約書及びあらましは、2025年9月25日（木）から2025年11月7日（金）の間中は閲覧可能です。ただし、方法書及び要約書はダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

2. 方法書等の縦覧

(1) 縦覧場所

- ・兵庫県環境部水大気課審査情報班（兵庫県庁3号館12階）
- ・姫路市農林水産環境局環境政策室（姫路市役所本庁舎7階）
- ・姫路第一発電所正門守衛室

(2) 縦覧期間

2025年9月25日（木）～2025年10月24日（金）（土曜日、日曜日、祝日を除く）の縦覧場所の開庁時間に準じます。（ただし、姫路第一発電所正門守衛室は午前9時～午後5時）

3. 意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見を日本語にてご記入の上、以下の提出方法にて意見書をお寄せください。

(1) 提出方法

以下宛先への郵送

宛先：〒530-8270

大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

火力事業本部 火力開発部門 電源開発グループ 宛

(2) 提出期限

2025年11月7日（金）【※当日消印有効】

(3) 意見書

ご意見を提出する場合は、以下の様式をお使いください。

[意見書様式 \[WORD 43.50KB\]](#)

(4) 問い合わせ先

関西電力株式会社 火力事業本部 火力開発部門 電源開発グループ

電話070-2904-5479（土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時）

4. 説明会の開催

説明会は以下の日程・場所で開催いたします。

開催日時	場所（所在地）
2025年10月21日（火） 午後6:30～午後8:00（予定）	アクリエひめじ（姫路市文化コンベンションセンター） 会議室408及び409 （兵庫県姫路市神屋町143-2）

注）自然災害（台風等）により中止する場合には、このページにてお知らせいたします。

以 上

第2章 環境影響評価方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は、6件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書について提出された意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、第3表のとおりである。なお、提出された意見の概要については、原則として原文どおり記載した。

第3表(1) 方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>1.5℃目標と整合する温室効果ガス削減目標と本事業について</p> <p>貴社は、本事業の目的および内容(方法書p.3)において、本事業がカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みと整合していることを繰り返し主張し、事業の正当性の根拠としている。</p> <p>しかしながら、これらの政府目標は、国内外の科学者コミュニティから一貫して「不十分である」と指摘されている。国際的な研究機関コンソーシアムであるClimate Action Trackerの報告【注1】によれば、日本がパリ協定の1.5℃目標と整合する排出削減を達成するためには、2013年比で2030年までに66%、2035年までに78%の削減が必要とされている(LULUCF部門の吸収量を除く)。これに対し、日本政府が掲げる2030年度46%、2035年度60%、2040年度73%削減(いずれも2013年度比)の目標は、先進国としての責任を果たすには不十分であり、国際的な水準と比しても野心性を欠いている。</p> <p>さらに、IEAの「Net Zero by 2050」シナリオが示す「天然ガスによる発電量を2030年にピークとし、2040年までに90%削減する」という方針や、G7が合意した「2035年までの電力部門の脱炭素化」とも整合していない。</p> <p>以上の点から、本事業の根拠とされる国の方針そのものが、1.5℃目標および国際的な科学的要請から乖離しており、これをもって新規LNG火力発電所の建設を正当化することはできない。</p> <p>【1】 https://climateactiontracker.org/press/release-as-the-climate-crisis-worsens-warming-outlook-stagnates/</p>	<p>各種団体等が提言している脱炭素化方針と国の方針との整合性については、当社としては評価する立場にないと考えておりますが、いずれにしても、本事業については、脱炭素化の議論や技術の進展及び国の政策動向を踏まえ対応してまいります。</p>
2	<p>気候科学の観点からみれば、化石燃料インフラの新規建設の余地はない</p> <p>LNG火力は石炭より排出係数が低いとはいえ、依然として大量の二酸化炭素を排出する化石燃料発電です。さらに、採掘・輸送・液化・再ガス化までを含むライフサイクル全体では、石炭よりも温室効果ガス排出が大きくなると最新の研究で指摘されています。</p> <p>IPCC第6次評価報告書第3作業部会報告書(2022年4月公開)は、既存の化石燃料インフラが(2018年から)耐用期間終了までに排出する累積のCO₂総排出量を6,600億トン(報告書作成時点で計画されている化石燃料インフラからの累積総排出量を加えると8,500億トン)と予測しています。同報告書で地球温暖化を50%の確率で1.5℃に抑えるための限度として</p>	<p>令和7年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画によれば、我が国ではDXやGXなどの進展に伴う電力需要増加が見込まれる中、必要となる脱炭素電源の供給が確保されるよう、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指すこととされています。</p> <p>その中で、火力発電は電力需要を満たす供給力、再生可能エネルギー等による出力変動や周波数変動を補う調整力、系統の安定性を保つ慣性力・同期化力等として重要な役割を担っており、特にLNG火力は石炭・石油火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、将来的な水素の活用やCCUSの導入などによる脱炭素化が可能であることから、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段として、将来的な脱炭素化を前提とした</p>

第3表(2) 方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>示されたCO₂の累積総排出量である5,000億トンに既に大きく上回っているため、科学的な観点から見れば、既存の化石燃料インフラであっても耐用期間の終了を待たずに廃止する必要があります。</p> <p>LNG火力については、再エネ100%を目指す過程での経過措置として一定数の既設の発電所が役割を果たしますが、新規建設を進めるべきではなく、段階的廃止を目指すべきです。本計画通り2033年に運転を開始した場合、LNG火力発電所の運用年数を40年とすると、2050年を超えて大量のCO₂を排出することになるため、この新設を許容する余地は全くありません。</p> <p>また、貴社は火力電源の脱炭素化に向けて、水素混焼を検討し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すとしています。しかしながら、この主張には具体性・実現可能性・経済合理性のいずれも欠けており、新規LNG火力建設を正当化するためのグリーンウォッシュに他なりません。</p> <p>現時点では、安価かつ安定的なグリーン水素の供給見通しは立っておらず、仮に供給が実現したとしても、既存LNG設備での混焼・専焼には多額の追加投資と設備改修が必要です。導入時期、混焼比率、コストなどの具体的な計画が示されていない以上、これは希望的観測に過ぎません。不確実な未来技術への期待を根拠に、現実のCO₂排出から目を逸らしてLNG火力の新規建設を進める姿勢は、企業の社会的責任を放棄するものと考えます。</p>	<p>新設・リプレースを一層推進することが示されています。</p> <p>以上を踏まえ、本計画では、LNG火力の設備更新を行い、将来のエネルギー安定供給に貢献するとともに、設備更新による熱効率向上により二酸化炭素排出量削減にも寄与してまいります。また、中長期的にはゼロカーボン燃料やCCUSなどの最新技術の導入等により、更なる二酸化炭素排出量削減に努め、2050年ゼロカーボンに向けて取り組んでまいります。</p>
3	<p>水素燃料の導入開始時期、導入後の推定温室効果ガス排出量を公開すべき</p> <p>気候変動による被害が深刻化する中、国際社会はパリ協定およびグラスゴー合意のもと、地球の平均気温上昇を産業革命前から1.5℃以内に抑えることを目指しています。この目標の達成には、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにするだけでなく、2030年までに排出量を半減させる必要があります。IPCC第6次評価報告書は、1.5℃目標達成のために残されたカーボンバジェットが極めて限られており、選択肢も時間も非常に少ないことを明らかにしています。</p> <p>一方、国連環境計画(UNEP)が2025年11月に公表した「排出ギャップ報告書2025」【注2】は、世界の温室効果ガス排出量は依然として増加傾向にあり、現在の排出ペースが続けば、今世紀末には地球の平均気温が最大で2.8℃上昇する可能性があるとの警告をしています。このような危機的状況においては、個別の発電所が排出する温室効果ガスも、気候変動の加速や地域の生活環境への影響という観点から、厳しく評価されるべきであり、新規建設の余地は残されていません。</p> <p>本案は、最新式のガスコンバインドサイクル方式であっても、IEAが1.5℃シナリオにおいて求める2030年の排出係数(0.138kg-CO₂/kWh)と比較して約2.5倍の排出量(0.32~0.36kg-CO₂/kWh)を示しており、1.5℃目標との整合性を欠いています。さらに、燃料であるLNGのライフサイクル全体を考慮す</p>	<p>現時点で脱炭素化手法を決定したものはありません。脱炭素化手法の選択肢の一つであるゼロカーボン燃料の導入においても、開発中の技術であり、合わせてサプライチェーン全体を構築することも重要であることから、技術動向を勘案しながら、社会実装に向けて今後取り組みを進めてまいります。</p>

第3表(3) 方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>れば、石炭火力を上回る温室効果ガス排出となる可能性も指摘されています。将来的な水素(ゼロエミッション燃料)の導入を主張するのであれば、少なくとも以下の情報を明示すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水素燃料の導入開始時期(あくまでもグリーン水素の導入を前提) ・導入割合(混焼から段階的に増やすのか、当初から専焼を目指すのか) ・導入後のライフサイクルでの推定温室効果ガス排出量 ・導入に必要な追加設備・改修の内容とコスト、導入に向けた準備スケジュール ・実現可能性に関する技術的・経済的根拠 <p>これらの情報が示されない限り、「中長期的な削減の視野」は単なる希望的観測に過ぎず、現計画の稼働時における大量排出を容認する根拠とはなり得ません。企業としての説明責任を果たすためにも、具体的かつ検証可能な情報の開示を求めます。</p> <p>【注2】 https://www.unep.org/resources/emissions-gap-report-2025</p>	
4	<p>化石燃料インフラの新設はG7 合意など国際合意と矛盾する</p> <p>2023年に日本が議長として開催したG7 広島サミットでは、「2035年までの完全又は大宗の電力部門の脱炭素化を図る」こと、「遅くとも2050年までにエネルギーシステムにおけるネット・ゼロを達成するために、排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させる」との文書(コミュニケ)が合意されました。</p> <p>また、IEAが2021年5月に発表した「Net Zero by 2050」では、1.5℃目標に関するシナリオとして天然ガスについて「2030年までに発電量をピークとし、2040年までに90%低下させる」ことが示されています。</p> <p>本計画はLNG火力である以上、再生可能エネルギーと比べ膨大な量の二酸化炭素を排出します。LNG火力の排出係数はガスコンバインドサイクルが0.32～0.36kg-CO₂/kWh程度であり、これはIEAが上記の報告書で示した1.5℃シナリオで求める2030年の排出係数0.138kg-CO₂/kWhと比べ約2.5倍にもなる数値です。2033年度に新規のLNG火力として運転開始する予定の本計画は、国際的な合意やシナリオに整合しているとは言えません。</p> <p>国際的な研究機関コンソーシアムであるClimate Action Trackerの報告【注3】によれば、日本が1.5℃目標と整合する排出削減を達成するためには、2013年比で2030年までに66%、2035年までに78%の削減が必要とされています(LULUCF部門を除く)。これに対し、日本政府が掲げる2030年度46%、2035年度60%、2040年度73%削減(2013年度比)の目標は、先進国としての責任を果たすには不十分であり、国際的な水準と比しても野心性を欠いています。</p> <p>2031年に新規LNG火力の運転開始を目指す本計画</p>	<p>令和7年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画によれば、我が国ではDXやGXなどの進展に伴う電力需要増加が見込まれる中、必要となる脱炭素電源の供給が確保されるよう、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指すこととされています。</p> <p>その中で、火力発電は電力需要を満たす供給力、再生可能エネルギー等による出力変動や周波数変動を補う調整力、システムの安定性を保つ慣性力・同期化力等として重要な役割を担っており、特にLNG火力は石炭・石油火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、将来的な水素の活用やCCUSの導入などによる脱炭素化が可能であることから、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段として、将来的な脱炭素化を前提とした新設・リプレースを一層推進することが示されています。</p> <p>以上を踏まえ、本計画では、LNG火力の設備更新を行い、将来のエネルギー安定供給に貢献するとともに、設備更新による熱効率向上により二酸化炭素排出量削減にも寄与してまいります。また、中長期的にはゼロカーボン燃料やCCUSなどの最新技術の導入等により、更なる二酸化炭素排出量削減に努め、2050年ゼロカーボンに向けて取り組んでまいります。</p>

第3表(4) 方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
	<p>については、パリ協定、1.5℃目標、IEAのシナリオ、G7合意などの国際的枠組みとどのように整合するのか、具体的かつ検証可能な形で説明することが不可欠です。</p> <p>よって、化石燃料の使用継続を前提とした本計画には反対します。</p> <p>【注3】 https://climateactiontracker.org/press/release-as-the-climate-crisis-worsens-warming-outlook-stagnates/</p>	
5	<p>LNGはライフサイクルで石炭火力よりも多くの温室効果ガスを排出する可能性がある</p> <p>天然ガス(LNG)の主成分はメタンであり、二酸化炭素の28～34倍もの温室効果をもつ強力な温室効果ガスです。「Environmental Research Letters」誌に掲載された論文【注4】によると、天然ガスの井戸、生産施設、パイプラインなどから少量のメタンが漏出するだけでも石炭と同程度の排出量になる可能性があります。また、2024年に「Energy Science & Engineering」誌に掲載された別の研究【注5】は、LNGは掘削作業によるメタン漏れが推定をはるかに上回っていることや、パイプラインによる輸送時の排出、液化・タンカーによる輸送、貯留といったインフラ全体を見れば、石炭よりもはるかに大きなエネルギーを要することなどを指摘し、20年間のLNG火力発電所を稼働した場合の温室効果ガス排出量を比較するとLNGが石炭よりも33%も大きいと明らかにしています。</p> <p>こうした研究の指摘を考慮すれば、LNG火力の利用が地球温暖化対策になるとみなすことはできません。また、世界各地でガス採掘、パイプラインの設置などにおける環境破壊や人権侵害が大きな問題となっているだけでなく、脱化石燃料への動きも高まっています。2030年以降に新規のLNG火力発電所の運転を開始させるなどもっての外であり、LNG火力は気候変動を悪化させている主な要因の一つであることを忘れてはいけません。日本政府が、LNGをカーボンニュートラルまでのつなぎ役を担う移行燃料(トランジション燃料)と位置付けて推進していること自体が、国際社会の動きに反しているのです。現状では、サプライチェーン全体のメタン漏洩を監視・検証する体制が十分に整っておらず、日本の事業者が輸入燃料の上流過程に対して実効的な責任を果たすことは構造的に困難ですが、メタンによる温暖化への寄与の大きさおよびその対策の必要性には世界的な関心が高まってきています。したがって、こうした高排出リスクを内包するLNGインフラなくしては成り立たないLNG火力発電所の新設は、科学的にも倫理的にも正当化できません。</p> <p>【注4】 https://iopscience.iop.org/article/10.1088/1748-9326/ace3db</p> <p>【注5】 https://doi.org/10.1002/ese3.1934</p>	<p>様々な議論があることは存じ上げておりますが、令和7年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画においては、LNG火力は石炭・石油火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、将来的な水素の活用やCCUSの導入などによる脱炭素化が可能であることから、トランジション電源としての必要性が示されています。</p> <p>今後とも、脱炭素化の議論や技術の進展及び国の政策動向を踏まえ対応してまいります。</p>

第3表(5) 方法書について提出された意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
6	<p>脱化石燃料を掲げる国際合意との整合性が問われるリプレース計画</p> <p>国際的には、2021年のCOP26合意において「石炭火力の段階的削減(フェーズダウン)」が盛り込まれ、さらに2023年のCOP28合意では「化石燃料からの脱却」が明記されました。これらの合意は、各国が新たな化石燃料設備の導入を抑制し、再生可能エネルギーへの転換を加速させることを求めています。</p> <p>その中で、貴社が大阪府で計画中の南港発電所リプレース計画に関する大阪府知事意見では、「2050年カーボンニュートラル目標との整合性を確保するため、水素・アンモニアの使用やCCUS等の最新技術の早期導入、非効率な火力発電所の休廃止や稼働抑制、再エネの最大限導入、そして削減計画の早期公表による府民理解の促進」を求めています。</p> <p>本計画は、COP26やCOP28で示された国際的合意の流れと整合しているのでしょうか。高効率化を理由に新たなガス火力を建設することが、「化石燃料からの脱却」を目指す方向と一致しているとはいえません。</p> <p>また、貴社が受給契約を締結している、コベルコパワー神戸第一・第二など、既存の火力発電所の中でも石炭火力の休廃止や稼働抑制の方針は具体的に示されているのでしょうか。準備書段階で排出量を示すにとどまる場合、重大な環境影響を回避するために十分な検討時間が確保されているとはいえません。兵庫県下で多数の発電所を所有・運営する貴社として、国際的な脱化石燃料の流れと整合的な形で、ゼロカーボンへの道筋をどのように説明するのか、市民に明確に示すべきです。</p>	<p>本計画を含む火力電源については、中長期的にはゼロカーボン燃料やCCUS等を導入するなど、持続可能な社会の実現に向け『ゼロカーボンエネルギーのリーディングカンパニー』として、安全確保を前提に安定供給を果たすべくエネルギー自給率向上に努めるとともに、地球温暖化を防止するため発電事業をはじめとする事業活動に伴うCO₂排出を2050年までに全体としてゼロとすべく、取り組んでまいります。</p> <p>また、他社から調達する電力についても、契約先と連携を図りながら、2050年ゼロカーボンの実現に向けた取り組みを進めてまいります。</p>